

令和7年度 第7回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和7年10月9日(木) 午後1時30分から午後1時50分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 12人

辻 千 太 郎	小 谷 信 江	以 倉 孝 弘
柳 下 清 隆	寺 島 あつ子	霜 野 市 和
谷 野 保 博	田 中 宏	山 崎 勝 喜
北 尻 芳 孝	奥 野 正 作	松 本 智恵子

(3) 欠席委員 2人

今 野 正 章 田 中 正 剛

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 10人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	高 岡 一 平	塔 本 順 一
岸 田 勝 夫	田 中 利 幸	岡 所 次 郎
北 條 一 宜		

(5) 欠席委員 3人

中 尾 美 昭 松 下 孝 彦 登り山 正 嗣

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長	小 走 伸 吾
事務局次長	左 手 憲 一
主 幹	山 本 幸 夫
	八 木 祐 樹

4 付議事項

- 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第30号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第31号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について
- 報告第33号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第34号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第35号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について
- 報告第36号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について
- 報告第37号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について
- 報告第38号 地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和7年度第7回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において辻千太郎委員、小谷信江委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中12名でございます。なお、農地利用最適化推進委員は10名の出席をいただいております。以上でございます。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第38号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計11件であります。

それではまず、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第23号から第28号をご説明いたします。

まず、受付番号第23号は、申請地が南区美木多上で市街化調整区域内にあり周辺は宅地、雑種地、道路及び畑に囲まれており、地目は田畑2筆、面積は合計320平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第24号は、申請地が東区丈六で市街化調整区域内にあり周辺は里道及び田に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,

652平方メートルで現在耕うん済の状態です。

今回、被設定人が賃借権を設定し、借り受けるための申請です。

次に、受付番号第25号は、申請地が南区豊田で市街化調整区域内にあり周辺は田、道路、及び雑種地に囲まれており、地目は田1筆、面積は314平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第26号は、申請地が南区豊田で市街化調整区域内にあり周辺は田に囲まれており、地目は田1筆、面積は975平方メートルで現在水稻の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第27号は、申請地が東区日置荘原寺町で市街化調整区域内にあり周辺は線路、田、畑、及び宅地に囲まれており、地目は田2筆、面積は合計1,172平方メートルで現在保全管理中及び野菜の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第28号は、申請地が南区釜室で市街化調整区域内にあり周辺は田及び里道に囲まれており、地目は田1筆、面積は396平方メートルで現在野菜の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

以上6件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案の

とおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第4号をご説明いたします。

受付番号第4号は、自己転用するものです。申請人は美原区阿弥、大阪府富田林市向陽台3丁目、中区土師町4丁、中区土師町2丁に居住する方で、申請地は中区福田の畑1筆、面積は1,841平方メートルのうち483.03平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、申請地に近接する市立福田小学校の教職員から、使用していた駐車場が閉鎖されるため、駐車場が至急必要であると要望があったため、本申請地を露天駐車場に整備し、賃貸するものです。

申請は令和7年9月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水についてはアスファルト舗装による自然浸透及び傾斜により東西既存会所から雨水本管に排水する計画です。敷地の西側と南側にはブロックを1から2段積みする計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案の

とおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第7号と第8号をご説明いたします。

まず、受付番号第7号は、所有権を移転し転用するものです。譲受人は大阪府和泉市光明台1丁目で建設業を営む個人で、申請地は南区野々井の田4筆、面積は、合計2,730平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している資材置場が事業拡大により手狭となったため、事業所に近く、車両の通行に便利な申請地を取得し、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和7年9月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝を設置し、西側から水利組合管理水路に放流する計画です。周囲にはコンクリートブロック2段積みのうえ、フェンス及びフラットパネルを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第8号は、賃借権を設定し転用するものです。被設定人は南区庭代台4丁で運送業を営む法人で、申請地は南区梶の田7筆、面積は、合計2,440平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している大阪府高石市内の事業所敷地を一部縮小することに伴い、駐車場所が緊急に必要なため、堺事業所に隣接する申請地を賃借し、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和7年9月22日、同日農業委員会受付となっております。
農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字側溝を設置し、東側の既存道路側溝に放流する計画です。周囲にはコンクリートブロック2段積みのうえ、フェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第30号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第30号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」をご説明いたします。受付番号第8号をご説明いたします。

受付番号第8号は、相続人は堺区向陵西町3丁に居住する農業兼不動産賃貸業の方で、申請地は堺区向陵西町3丁の畑と雑種地で現況畑が2筆、面積は合計694平方メートルのうち587.35平方メートル、現在うねの状態です。

本件について、申請書等に記載された内容が特に問題はないものと判断いたします。

当該地区協議会におきまして、適用農地の可否及び当事者の適格性について、承認相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり証明することに決定いたします。

続きまして、議案第31号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第31号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について」をご説明いたします。受付番号第2号から第8号をご説明いたします。

まず、受付番号第2号は、相続人は南区檜尾に居住する農業者で、申請地は南区檜尾の田6筆、面積は合計6,311平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第3号は、相続人は美原区大饗に居住する農業者で、申請地は美原区大饗の田2筆、面積は合計2,287平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第4号は、相続人は美原区平尾に居住する農業者で、申請地は美原区平尾の田畑6筆、面積は合計3,687平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第5号は、相続人は美原区黒山に居住する農業者で、申請地は美原区阿弥と美原区黒山の田3筆、面積は合計2,671.17平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第6号は、相続人は中区深井畑山町に居住する農業者で、申請地は中区深井畑山町の畑1筆、面積は2,977.7平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第7号は、相続人は中区深井畑山町に居住する農業者で、申請地は中区深井畑山町

の田畑3筆、面積は合計2,037.2平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。次に、受付番号第8号は、相続人は美原区小平尾に居住する農業者で、申請地は美原区小平尾の田1筆、面積は1,748平方メートル、現在は農地として利用されている状態です。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、特例農地の利用状況について確認書抜粋表のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告第33号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第38号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第33号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第38号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」までの計6件を一括してご説明いたします。

まず、報告第33号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第34号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。内容につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第35号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の報告について」は1件ございました。受付番号第5号は申請地が東区日置荘西町4丁の田2筆、面積は合計1,480平方メートル、離作補償はありで、双方合意によるものです。

次に、報告第36号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず、受付番号第13号は、申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に、受付番号第14号は、申出者が夫で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。いずれも、案件を担当地区の委員による現地調査等の確認後、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第37号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は7件ございました。まず、受付番号第14号は、申請地が南区岩室の田1筆、面積は58平方メートル、現況は駐車場、経過年数は40年以上、次に、受付番号第15号は、申請地が北区金岡町の田1筆、面積は462平方メートル、現況は住宅、経過年数は75年以上、次に受付番号第16号は、申請地が西区山田3丁の田2筆、面積は合計519平方メートル、現況は原野、次に、受付番号第17号は、申請地が東区北野田の田2筆、面積は合計351平方メートル、現況は住宅、経過年数は20年以上、次に、受付番号第18号は、申請地が東区草尾の畑4筆、面積は合計465平方メートル、現況は住宅、経過年数は55年以上、次に、受付番号第19号は、申請地が南区別所の田1筆、面積は512平方メートル、現況は住宅、経過年数は50年以上、次に、受付番号第20号は、申請地が南区大庭寺の田3筆、面積は合計1,992平方メー

トル、現況は事業所敷地、経過年数は30年以上で、いずれも総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第38号「地域計画の変更案に係る意見決定に関する事務局長専決処分の報告について」は1件ございました。

受付番号4-1、陶器北地区圃場整備を除く中区から受付番号4-5、菅生地区までの合計5地域の地域計画の変更案については、先般、堺市ホームページ上で開催された協議の場における協議結果を踏まえ、堺市より当委員会に対して意見聴取が行われました。

地域計画を変更する主な理由及び内容としましては、農地法第4条又は同法第5条の規定による許可申請に関連して、対象農地を地域計画の対象区域から除外するものです。

これら各地域の地域計画の変更案について、事務局において内容を確認した結果、特に意見すべき内容はなかったため、令和7年9月30日付けの事務局長専決により堺市に対して、「原案について、意見なしと認める。」旨回答いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和7年度第7回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第27号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第28号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第29号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第30号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第31号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第33号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第34号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第35号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第36号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第37号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第38号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長

北 沢 芳 孝

委 員

田 中 郎

委 員

小 谷 信 江